風俗営業適正化法の営業種別ごとの届出・許可の取扱と立入調査権限等

性風俗関連特殊営業（第２条第５項）

・店舗型＆無店舗型性風俗特殊営業（第６項＆７項）

1号：ソープランド　　　　　　2号：個室型ファッションヘルス

3号：ストリップ・個室ビデオ　4号：ラブホテル

5号：アダルトショップ　　　　6号：出会い系喫茶

1,2,6は府域禁止

●公安委員会への営業の届出が必要27条

⇒無届は6月以下100万円以下

●警察職員による立入権限あり37条

(無届営業所にも立入権限あり）

　⇒拒否者には100万円以下罰金

・映像送信型性風俗特殊営業（第８項）

　インターネットを利用したアダルト画像送信営業

・店舗型＆無店舗型電話異性照会営業（第９項＆10項）

　いわゆるテレフォンクラブ

【18歳未満者への禁止事項】

・客の接待をさせること・客として立入させること

・午後10時～午前６時まで接客させること

【18歳未満者への禁止事項】

・接客させること

・客として立入させること

【18歳未満者へ

の禁止事項】

午後10時～午前６時まで接客させること、客として立ち入らせること

特定遊興飲食店営業(第２条第11項)

ナイトクラブ、カラオケ喫茶、ライブハウス、スポーツバー等

客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(酒類提供に限る)

のうち、深夜も営業しているもの(風俗営業に該当するものを除く)

●営業には公安委員会の許可が必要31条の22

⇒2年以下200万円以下

●警察職員による立入権限あり37条（無許可営業所にも立入権限あり）

深夜酒類提供飲食店営業(第33条第6項)

居酒屋等　●公安委員会に届出が必要33条⇒無届は50万円以下罰金

●警察職員による立入権限あり37条（無許可営業所にも立入権限あり。

ただし22時～６時までの間）⇒拒否者には100万円以下罰金

飲食店営業(第34条)

※保健所の管轄ではあるが、少年の健全育成に障害を及ぼすおそれが認められる時は、公安委員会は必要な指示や営業停止を命令できる。

●警察職員による立入権限あり（ただし、午前０～６時までの間。食品衛生法上の許可の有無に関わらない）⇒拒否者には100万円以下

風俗営業のうち接待飲食等営業（第２条第１項）

１号営業：キャバレー、キャバクラ、ホストクラブ等（客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業）

２号営業：クラブ、ダンス飲食、喫茶店、バー等（低照度飲食店）

３号営業：喫茶店、バー等で５㎡以下の客席（区画席飲食店）　　　※4号・５号：遊技場営業（ぱちんこ、まあじゃん、ゲームセンター）

●営業には公安委員会の許可が必要3条⇒無許可営業は2年以下懲役200万円以下罰金

●警察職員による立入権限あり37条（無許可営業所にも立入権限あり。解釈運用基準第36より）⇒拒否者は100万円以下

資料２

**風適法の目的：善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業の健全化に資するため、**

**その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。**

風俗営業適正化法に規定する営業

JKビジネス店 ＝ 風俗営業適正化法には形式的には該当しないため、規制対象外

主な営業形態：リフレ、散歩、カフェ、見学クラブ、ガールズ居酒屋、撮影、コミュニケーションルーム等約40店舗 ＆ ガールズバー等約190店舗